

**侵略的外来種リストに関する
NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会（平成 25 年 10 月 1 日開催）
においての特に検討が必要な意見と対応案**

NGO・NPO と委員との意見交換会

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
1	<p><リストの方式></p> <p>◆侵略的外来種リストを作ってもキリがない。ホワイトリスト方式を採用すべき。（ノーバスネット）</p>	<p>法的な規制がある外来種だけでなく、特に侵略性の高いものをリスト化し、その生態等の基礎的な情報や定着状況、対策の方向性を示していくことが普及啓発上も効果的と考えています。</p> <p>なお、外来生物法に基づく未判定外来生物において約 3 千種程度の輸入規制を実施しており、実効的かつ実現可能な規制を実施しているものと考えています</p>	

関係事業団体と委員との意見交換会

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
2	<p><選定の考え方></p> <p>◆受注者としては過度の規制で負担が強いられ事業が立ちゆかなくなるということも考えられ、十分な配慮をお願いしたい。（林業土木連合会）</p> <p>・(いくつか具体的な種について) リストアップされることにより事業等に大きな影響を与える。</p> <p>◆緑化植物については、設計・積算・施工等の遅滞を発生させることのないよう、代替の解決策を示した上でリストアップしてほしい。（緑化工協会）</p>	<p>侵略的外来種リスト（仮称）は、生態系等への被害の観点から侵略性の大きいものを選定し、広く注意喚起を行うものであり、法的規制の対象種をリスト化するものではない。このような、本リストの趣旨が十分に伝わる表現となるよう留意したいと考えている。</p> <p>また、掲載種のうち、緑化植物等の利用されている種については、利用上の注意事項等を示すことで、現場での混乱が起きないように配慮する。</p>	
3	<p><利用を行う種に対する考え方>（リストの区別について）</p> <p>◆農業利用がなされている種は管理下にあり、優先度は低くなるものと考えて、当面除外するか、有用な植物につ</p>	<p>特に重点を置くべき対応の性質により、大きく「対策が必要な外来種」と「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に区分することとし、産業並びに生業の維持又は公益性において重要</p>	資料 7-1、7-3

	<p>いては別のリストにできないか（草地畜産種子協会）</p> <p>◇農業利用されているものと、早急に対応しなくてはならない侵略的なものが同じリストにあるのは問題。有用であるがリスクもあるものについては整理する必要がある。（黒川）</p>	<p>で、代替性がなく利用されているものについては後者に分類する。</p>	
4	<p><利用を行う種に対する考え方></p> <p>◇管理の手を離れた時にどうなるのかも、考えなくてはならない。放棄や放置されることが無いとするならば、それがどう担保されるのかも今後の議論の中に含めていく必要がある。（五箇）</p> <p>◇利用した場所ではなく、その他の場所に逸出してどの程度繁茂するのかが問題。問題となる環境、ならない環境を整理して評価する必要がある。（藤井）</p> <p>◆外来草本を使った緑化は必ず遷移していくという前提。管理とは、そこから逸出したものをどうするということが、里山などでない地域で問題になるという報告を承知していない。リスクの可能性を過大に評価することになるのではないか。（法面保護協会）</p> <p>◆どのような時間のスパンで考えるかによる。時間をかければ自然になるかどうかとも今後考える必要がある。（緑化工協会）</p>	<p>行動計画第2章第1節3で、意図的に導入される外来種の適正管理の必要性や利用する場所での土地利用や周辺の状況、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた利用についての考え方等を整理するとともに、リストにおいてもその旨の留意事項を記載する。</p>	リスト
5	<p><地域区分、ゾーニング></p> <p>◆全国一律の対応が必要かどうかは疑問。重要な地域とそうでない地域があると考え。それに応じたきめ細やかな対応が必要ではないか。（畜産草地種子協会）</p> <p>◆守るべきところを定め、ゾーニングを進めるべき（緑化工学会）</p>	<p>外来種被害防止行動計画（仮称）の第2章第1節1（2）【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記したい。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環</p>	

	◆地域を考えて管理すべき（緑化工学会）	境、さらに利用する目的や種の特徴の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理する。	
6	<p><リストの名称></p> <p>◆「ブラックリスト」や「侵略的外来種リスト」は掲載種に悪い印象を与えてしまうもので再考すべき。誤解を与えない名称を検討すべき。（草地畜産種子協会、造園建設業協会、緑化工学会、水産関係）</p>	リストの名称については、リストの内容に合致するとともに、多くの人に理解されやすい名称を検討する考えであり、リストの検討状況を踏まえ、次回の作成会議に提示することを考えている。	
7	<p><種名の表記></p> <p>・学名・和名だけでなく、通常使用されている通称も併記してもらいたい。</p>	学名・和名に加えて、特に商業的に利用されている種については、流通名や通称を併記する	リスト
8	<p><侵略性の判断></p> <p>◆科学的根拠とされている論文にも確証バイアスに満ちた問題が多く、さらに断片的な情報が流布されている。学術論文や情報について、中身を精査し、公正に評価した上で、情報を発信すべき。（道立林試）</p> <p>◇リストについて侵略性の判断の根拠となる科学的な情報に関する議論はどのようにされているか。社会的に影響のある種については、一層の説明責任がともなう。そのため科学的データは開示されるべき。利用者側もリスクの科学的根拠が示されたものについては、管理を徹底することが責任となる。（五箇）</p> <p>◇ステークホルダーから示されたデータにも科学的根拠があると思うので、精査すべき（五箇）</p>	海外の事例を含め、実際にどのような影響を及ぼしているか、及ぼすおそれがあるかという情報を収集し、生物学的な条件と自然環境・社会経済的条件から評価している。また、付加情報として、文献等の情報源については公表する。	
9	<p><外来種使用の規制、代替種使用に伴う課題></p> <p>・法面工事に当たっては浸食防止が第</p>	外来種被害防止行動計画（仮称）の第	

	<p>一義。代替種のみでの使用では、目標とする効果が達成できない場合も考えられる。必要最小限の種の使用はなされるべき。</p> <p>◆リスクの可能性を過大に評価することはマイナス。グレードの高い工法はあるが、経費がかかり、結果的に事業費が増大する。使うか使わないかは場所によって判断いただくのであれば、対処できるのではないか。(法面保護協会)</p> <p>◆代替種がよいのかどうかについても議論の余地がある。(緑化工協会)</p>	<p>2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記したい。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理する。</p>	
10	<p><検討の進め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識ある団体や植物園協会の意見も取り入れて、最終的な結論を出していただきたい。 	<p>42の学術団体及び植物園協会等に意見聴取を実施している。それらの意見に基づき検討を行う。</p>	